

日薬業発第172号
令和3年8月27日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
副会長 宮崎 長一郎

【日本薬剤師研修センター】

薬剤師の PECS 登録の際の薬剤師名簿登録番号について及び研修実施機関の登録申請について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月下旬を目途に稼働予定とされております、日本薬剤師研修センターの薬剤師研修・認定電子システム (PECS) への薬剤師の個人登録、研修実施機関の登録申請について、同センターより事務連絡がありましたのでお知らせします。

登録時の入力間違いや、研修実施機関登録申請時の登録審査料の振込遅延が無いよう、協力を求める内容となっておりますので、ご高配のほどお願いいたします。

記

◆添付資料

【日本薬剤師研修センター 事務連絡 令和3年8月23日】

- ・別添1 薬剤師の PECS 登録の際の薬剤師名簿登録番号について (令和3年8月20日)
- ・別添2 研修実施機関の登録申請について (令和3年8月20日)

以上

事 務 連 絡

令和3年8月23日

各都道府県薬剤師研修協議会御中
公益社団法人日本薬剤師会御中
一般社団法人日本病院薬剤師会御中

公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師の PECS 登録の際の薬剤師名簿登録番号について
及び研修実施機関の登録申請について

標記については、別添1及び2のとおりですので、お知らせいたします。ご
配意のほど、お願い申し上げます。

なお、本件は、当財団ホームページの「認定手続き等の電子化（お知らせ）」
に掲載します。

別添 1

薬剤師の PECS 登録の際の薬剤師名簿登録番号について

令和 3 年 8 月 20 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師の PECS 登録において、生年月日、薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日は、いったん登録手続きを行った後は変更できないとご案内しております。特に、薬剤師免許登録番号は、PECS に保存される研修履歴や認定情報のキーコードとなりますので、正確な入力が必要です。

本年 3 月より開始した薬剤師の PECS 登録は、現在多数の方の登録をいただいておりますが、薬剤師名簿登録番号を誤って登録している方がかなり存在します。薬剤師名簿登録番号を誤って登録した場合、その薬剤師名簿登録番号を正規に有する薬剤師が PECS 登録を行えないこととなり、その是正手続きを含めて甚大な影響があります。また、薬剤師名簿登録番号を誤って登録した薬剤師は、本稼働後、システムが認識せず研修受講単位が付与されない虞があります。

すでに誤って登録された方には順次是正措置を講じておりますが、今後薬剤師の PECS 登録を行う方は、確認画面において十分な注意を払って確認したうえで、登録するようお願いいたします。

別添 2

研修実施機関の登録申請について

令和 3 年 8 月 20 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修実施機関の登録申請において、登録審査料の納入方法としてコンビニ払い又は銀行振込を利用したものの、支払いが遅れて申請が無効となった場合、現時点では再度の申請ができない状況となっております。システム改修を行っておりますが、いましばらく日時を要します。当面の間は、恐縮ですが、コンビニ払い又は銀行振込を利用した場合は、確実にお支払いくださいますようお願いいたします。